

2025年10月1日

宿毛商銀信用組合

高知県警察との「特殊詐欺等の被害防止にかかる協定」の締結について

宿毛商銀信用組合（理事長 松田選）と高知県警察は下記のとおり協定を締結しました。

本協定は、詐欺被害の未然防止、拡大防止等（以下、「詐欺被害防止等」という。）に的確に対処するため、相互理解による高い信頼と協力関係に基づき、各種安全対策に取組み、もって県民生活の安全・安心の確保に資することを目的としており、当組合は、今後も高知県警察との相互連携により、特殊詐欺等各種金融犯罪の防止に取り組んでまいります。

記

1. 協定締結日

2025年10月1日（月）

2. 連携に関する事項

- ① 詐欺被害防止等のための各種広報啓発
- ② 詐欺被害及びその恐れがあると認められる顧客対応の連携
- ③ 詐欺等発生時における引出場所等に関する高知県警察からの照会への速やかな回答の実施
- ④ 犯罪収益の收受又は隠匿の根絶に資する施策
- ⑤ その他県民の財産保護に資する活動

3. 情報提供に関する事項

- ① 高知県警察は宿毛商銀信用組合に対し、詐欺の現状、手口、防犯対策等の被害防止に資する情報を提供するほか、現に詐欺被害又はその予兆と認められる事案が発生したときは、詐欺被害防止等に必要と認められる情報について適宜、提供する。
- ② 宿毛商銀信用組合は、顧客の預金口座の取引内容等から詐欺被害を受け、又は同被害を受ける恐れがあると合理的に認められるときは、高知県警察に対し速やかに通報するとともに、詐欺被害防止等のために必要な情報交換に努める。
- ③ 宿毛商銀信用組合は、各種取引情報等から不正な口座開設又は口座譲渡を始めとする犯罪収益関連事犯と認められる事案を認知したときは、前号と同様の措置を講ずる。

以上